

特許庁委託事業  
タイ模倣被害実態アンケート調査結果

2004年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

## 1. 調査の目的

本調査は、拡大するタイの模倣品(ニセモノ)問題の実態について、現地進出日系企業の被害状況を明らかにし、日本政府及び関連団体等における今後の模倣対策の取組みを強化・検討する際の基礎データとすべく実施したものである。

調査期間は、2004年2月10日～2004年2月29日、盤谷日本人商工会議所会員、および、JETRO バンコク・センターがおこなっている「在タイ日系企業向け JETRO メールマガジン jetro infomail @thai」の受信者に対して行った（重複排除後対象企業数約 2000 社）。回答企業数は 158 社、回答率は約 7.9%である。

なお、本調査は経済産業省特許庁の委託を受け、また、盤谷日本人商工会議所のご協力を頂いて、JETRO バンコク・センターが共同で行ったものである。

## 2. 回答結果

以下、昨年(2003年1月20日～2003年2月21日調査)の結果を[]内に併記する。

## (1) 基本項目

回答企業数	158 社(回答率 7.9%) 【216 社 ( 回答率 10.8% )】		
所在地別内訳	Bangkok and Vicinities	112(70.9%)	【154(71.3%)】
	Sub-central Region	8(5.1%)	【15(6.9%)】
	Eastern Region	31(19.6%)	【42(19.4%)】
	Western Region	0(0.0%)	【0(0.0%)】
	Northern Region	1(0.6%)	【0(0.0%)】
	Northeastern Region	2(1.3%)	【2(0.9%)】
	Southern Region	0(0.0%)	【0(0.0%)】
	無回答	4(2.5%)	【3(1.4%)】
業種別内訳	機械製造業	16(10.1%)	【26(12.0%)】
	電子・電気製造業	13(8.2%)	【32(14.8%)】
	繊維・雑貨製造業	7(4.4%)	【9(4.2%)】
	食品・化学・医薬製造業	23(14.6%)	【25(11.6%)】
	陶磁器製造業	0(0.0%)	【0(0.0%)】
	その他製造業	45(28.5%)	【64(29.6%)】
	卸売業	12(7.6%)	【21(9.7%)】
	小売業	4(2.5%)	【2(0.9%)】
	サービス業	27(17.1%)	【23(10.6%)】
	無回答	11(7.0%)	【14(6.5%)】
進出形態別 内訳	タイ企業との合併企業(タイ 資本 49%以下)	40(25.3%)	【45(20.8%)】
	タイ企業との合併企業(タイ 資本 51%以上)	51(32.3%)	【78(36.1%)】
	他国企業との合併企業	0(0.0%)	【3(1.4%)】
	日本企業のための現地法人(除 駐在員事務所)	51(32.3%)	【61(28.2%)】
	駐在員事務所	5(3.2%)	【6(2.8%)】
	その他	5(3.2%)	【6(2.8%)】
	無回答	6(3.8%)	【17(7.9%)】

( )内は昨年の調査結果)

(2) 各設問に対する回答(全 34 問)

設問 1 近年のニセモノ問題の国際化についての認識

「断固として取締るべき」「製品によっては取締を強化すべき」を合わせると昨年と同様 91.7%にものぼり、在タイ日系企業全体に「ニセモノを許してはならない」とする強い認識があると言える。

選択肢		
断固として取締まるべきである	92 [111]	58.2% [51.4%]
製品により取締を強化すべき	53 [87]	33.5% [40.3%]
仕方ない/ある程度許容すべき	6 [6]	3.8% [2.8%]
その他	4 [5]	2.5% [2.3%]
無回答	3 [7]	1.9% [3.2%]
合計	158 [216]	100.0% [100.0%]

設問 2 貴社製品のタイ国内でのニセモノ被害状況

「被害は深刻である」5.7% [9.3%]、「被害はあるが深刻ではない」10.8% [15.3%] となっており、双方とも昨年より若干減少している。これは「ニセモノ被害の事実はない」が [49.5%] から 57.0% に増加したこととも対応している。少なくともこの設問のみから見ると、タイにおけるニセモノ被害は改善の方向に向かっているといえる。

選択肢		
被害は深刻である	9 [20]	5.7% [9.3%]
被害はあるが深刻ではない	17 [33]	10.8% [15.3%]
ニセモノはあるようだが実態は不明	30 [36]	19.0% [16.7%]
ニセモノ被害の事実はない	90 [107]	57.0% [49.5%]
不明	7 [11]	4.4% [5.1%]
無回答	5 [9]	3.2% [4.2%]
合計	158 [216]	100.0% [100.0%]

(注) 以下問3～27は、問2で「被害は深刻である」「被害はあるが深刻ではない」とする企業(26社)が回答。

### 設問3 どんな権利が侵害されているか(複数可)

侵害されている権利は、商標権 80.8% [71.7%]、意匠権 50.0% [60.4%] に集中。また、技術の中核をなす特許権侵害は 15.4% [11.3%] であることからみても、模倣品が依然としてデザインや商標を盗用し本物に似せた単純なものにすぎないことを示している。

なお、著作権が侵害されているとした企業は 3.8% [3.8%] にすぎず、ストリート・マーケットや一部のショッピングセンターで著作権侵害品が売られているというタイの現状と一致していないが、在タイ日系企業のうち、メディア・コンテンツ産業が非常に少ないという現状を反映しているものと考えられる。

選択肢	
商標権	21 [38]
意匠権	13 [32]
特許権	4 [6]
著作権	1 [2]
その他	2 [4]
無回答	0 [0]

### 設問4 どのようなニセモノによる被害か

昨年度の回答と比べ「真正品とほとんどそっくりのデッドコピー」が [47.2%] から 26.9% に減少し、「真正品と類似した製品」が [15.1%] から 34.6% に増加しているが、これら二つの回答の合計は殆ど変化しておらず、変化の傾向が見られるものの、在タイ日系企業が認識しているニセモノは、依然として単純なニセモノである。

選択肢		
真正品とほとんどそっくりのデッドコピー	7 [25]	26.9% [47.2%]
真正品と類似した製品	9 [8]	34.6% [15.1%]
貴社との関連性について誤認を生じさせる可能性のある商品	2 [4]	7.7% [7.5%]
その他	3 [2]	11.5% [3.8%]
無回答	5 [14]	19.2% [26.4%]
合計	26 [53]	100.0% [100.0%]

設問5 もっとも大きな被害を受けた財産権は(一つのみ)

一方、被害の大きさで言うと、商標権の被害が73.1%[49.1%]と最大となっている。

選択肢		
商標権	19 [26]	73.1% [49.1%]
意匠権	3 [17]	11.5% [32.1%]
特許権	0 [2]	0.0% [3.8%]
著作権	0 [1]	0.0% [1.9%]
その他	4 [4]	15.4% [7.5%]
無回答	0 [3]	0.0% [5.7%]
合計	26 [53]	100.0% [100.0%]

設問6 タイにおけるニセモノ被害額は年間総額どの程度か(本年1年間の算定値)

ニセモノによる真正品の売上損失が10億円以上とする企業は3.8%[3.8%]と昨年と変化していないが、1億円以上とする企業は全体で30.7%[22.6%]と増加している。一方、被害額の算定は不明/困難とする企業は42.3%[58.5%]と減少している。設問2の回答と考え合わせて見ると、被害対象企業は減っているものの、それぞれの被害額は増加しているといえる。

選択肢		
10億円以上	1 [2]	3.8% [3.8%]
5～10億円未満	0 [3]	0.0% [5.7%]
2～5億円未満	5 [4]	19.2% [7.5%]
1～2億円未満	2 [3]	7.7% [5.7%]
1億円未満	5 [10]	19.2% [18.9%]
被害額は不明/算定は困難	11 [31]	42.3% [58.5%]
無回答	2 [0]	7.7% [0.0%]
合計	26 [53]	100.0% [100.0%]



設問7 昨年と比較して、最近のタイのニセモノ被害の傾向についてどう思うか

「悪化の傾向」「どちらかといえば悪化の傾向」の合計が 42.3% [41.5%]と殆ど変化していないのに対し、「改善の傾向」15.4% [9.4%]が増加していること、そして、「変化なし」が[43.4%]から 38.5%と減少したところから見て、タイのニセモノ被害に関して少なくとも悪化の傾向は鈍化しつつあるといえることができる。これは、設問2の回答とも同様である。

選択肢		
悪化の傾向	7 [12]	26.9% [22.6%]
どちらかといえば悪化の傾向	4 [10]	15.4% [18.9%]
変化なし	10 [23]	38.5% [43.4%]
改善の傾向	4 [5]	15.4% [9.4%]
不明	1 [3]	3.8% [5.7%]
無回答	0 [0]	0.0% [0.0%]
合計	26 [53]	100.0% [100.0%]

設問8 貴社で把握しているタイ国内のニセモノ業者は(複数可)

従来よりタイにおけるニセモノはタイ国内で生産されたものではなく、他国から流入しているものが多いのではないかという疑いがあった。しかしながら、今回の調査では回答数が少ないこともあり、調査結果はそうにはなっていない。

選択肢	
製造業者	15 [26]
輸入業者又は流通業者(販売小売業を除く)	16 [34]
販売小売業者	8 [21]
その他	0 [3]
無回答	0 [1]

設問 9 タイへの工場進出に伴う技術移転とニセモノ被害との間の関連性はあると思うか

「タイ工場製造製品に直接被害がある」「タイ工場製造製品技術利用の関連製品に被害がある」の合計が、42.3%[43.3%]となっており、今後タイへの投資、生産活動を計画している企業にとっては、十分な予防措置と対策が必要であることは明らかである。

選択肢		
タイ工場製造製品に直接被害がある	8 [19]	30.8% [35.8%]
タイ工場製造製品技術利用の関連製品に被害がある	3 [4]	11.5% [7.5%]
工業は進出していないが、タイで販売した製品のニセモノ被害がある	2 [8]	7.7% [15.1%]
関連性はない	7 [13]	26.9% [24.5%]
不明/どちらともいえない	6 [6]	23.1% [11.3%]
無回答	0 [3]	0.0% [5.7%]
合計	26 [53]	100.0% [100.0%]

設問 10 タイ製ニセモノ製品の品質

調査結果からは、依然として日本製品のニセモノの品質が良くないことが見てとれる。日本製品のタイにおけるニセモノとして、自動車部品などがよく見られるが、このような部品は使用者の生命に直接関係あるものが多いことからみて、これら劣悪なニセモノを購入する消費者への影響が懸念される。

選択肢		
真正品にかなり近い	2 [5]	7.7% [9.4%]
真正品にまだ劣る	10 [22]	38.5% [41.5%]
劣悪である	8 [16]	30.8% [30.2%]
不明	5 [7]	19.2% [13.2%]
無回答	1 [3]	3.8% [5.7%]
合計	26 [53]	100.0% [100.0%]

#### 設問 11 タイ製ニセモノ製品の価格と真正品との価格比較

昨年の結果に比べ、ニセモノ製品の価格が上昇している傾向がみられるが、依然としてニセモノ製品の価格は真正品に比べ安価であることは明らかである。上記設問 10 の結果と合わせて考えると、ニセモノを購入することが、その価格と見合っているかには、非常に疑問がある。

選択肢		
真正品とほぼ同価格 (約 80%以上)	3 [1]	11.5% [1.9%]
真正品の価格の約 50-80%未満	13 [23]	50.0% [43.4%]
真正品の価格の約 10-50%未満	7 [21]	26.9% [39.6%]
真正品の価格の約 10%未満	0 [1]	0.0% [1.9%]
不明	3 [6]	11.5% [11.3%]
無回答	0 [1]	0.0% [1.9%]
合計	26 [53]	100.0% [100.0%]

#### 設問 12 貴社のタイ製ニセモノがタイから海外に輸出されているか否か

この結果から見て、在タイ日系企業はタイ製ニセモノの輸出が深刻な状態であるとは認識していないものと見られる。

選択肢		
ニセモノの輸出は深刻な 量である	0 [1]	0.0% [1.9%]
ニセモノはある程度の量 輸出されている	4 [7]	15.4% [13.2%]
ニセモノの輸出疑惑は あるが事実は把握して いない	7 [9]	26.9% [17.0%]
ニセモノはタイ国外には 輸出されていない	7 [13]	26.9% [24.5%]
不明	7 [19]	26.9% [35.8%]
無回答	1 [4]	3.8% [7.5%]
合計	26 [53]	100.0% [100.0%]

設問 13 タイ国外への輸出に伴う被害額は被害総額のどの程度を占めているか(本年1年間の被害割合)

設問 12 の結果同様、在タイ日系企業はタイ製ニセモノの輸出が深刻な状態であるとは認識していないものと見られる。

選択肢		
80%以上	0 [0]	0.0% [0.0%]
50-80%未満	1 [2]	3.8% [3.8%]
25-50%未満	1 [4]	3.8% [7.5%]
25%未満	8 [16]	30.8% [30.2%]
全くない	11 [20]	42.3% [37.7%]
無回答	5 [11]	19.2% [20.8%]
合計	26 [53]	100.0% [100.0%]

設問 14 ニセモノの輸入を水際で防ぐため税関に商標権に基づく保護の申請をしたことがあるか

このような保護の申請について、「したことがないし、する予定もない」との答えが 61.5% [71.7%]もあることは、タイのニセモノが海外から輸入されたものが多いとの疑いがあることからみて、驚くべき数字である。ニセモノの輸入を防ぐことを目的として TRIPS 協定に基づき WTO 加盟国は、権利者に対し商標権・著作権を侵害する物品に対する通関停止の申立権を付与しているが、その権利の行使をする必要が無いということは、輸入されるニセモノに対する最も効果的な手段を放棄していることを意味するからである。

選択肢		
したことがある	2 [3]	7.7% [5.7%]
検討中	8 [12]	30.8% [22.6%]
したことがないし、 する予定もない	16 [38]	61.5% [71.7%]
無回答	0 [0]	0.0% [0.0%]
合計	26 [53]	100.0% [100.0%]

設問 15 申請に基づく税関の差し止めは何件あったか(問14で1と回答)

この設問に対しては、有効回答数が2社[3社]のみであるので、明確なことを言うことは出来ない。

選択肢	
10件以上	0[1]
5-9件	1[0]
1-4件	1[0]
0件	0[2]

設問 16 申請手続きをしていない理由(問14で2又は3と回答、複数選択可)

「効果が期待できない」が42.3%[44.0%]を占め圧倒的である。

選択肢	
申請手続きが面倒	1[2]
申請が受け付けてもらえない(と聞いている)ため	2[2]
効果が期待できない	11[22]
輸入被害の事実がない	5[16]
申請手続きの仕方がわからない(手続きがあることを知らなかった)	7[9]
その他	2[9]
無回答	3[4]

### 設問 17 ニセモノ対策への予算

この質問は、昨年の結果を踏まえ、質問そのものは変更していないが、回答の選択肢をタイの実情に合わせてある。

多くの欧米企業が「金を厭わず断固として取締る」という姿勢で、億単位の規模でニセモノ対策に取り組んでいるのに対し、「明示的な予算の割り当てはない」が圧倒的多数である。模倣品対策に関する資金面が不十分な現状では十分な対応ができるものとは考えられない。

選択枝		
5000 万円以上	0	0.0%
2000 万円～5000 万円	0	0.0%
1000 万円～2000 万円	0	0.0%
500 万円～1000 万円	0	0.0%
200 万円～500 万円	2	7.7%
200 万円以下	0	0.0%
明示的な予算の割り当てはない	23	88.5%
不明	1	3.8%
無回答	0	0.0%
合計	26	100.0%

### 設問 18 ニセモノ対策予算のハンドリング部門はどこか

現地に予算権限を委譲している企業が 38.5% [45.3%] という数字からは、在タイ日系企業への権限委譲が進んでいると解釈することも出来るが、設問 17 で見られるようにニセモノ対策予算が明示的には割り当てられていないことからみて、必ずしも、在タイ日系企業がニセモノ対策の権限を握っているとはいうことは出来ない。

選択枝		
現地	10 [24]	38.5% [45.3%]
本社知財又は法務部門	8 [17]	30.8% [32.1%]
本社営業部門	2 [2]	7.7% [3.8%]
その他	3 [6]	11.5% [11.3%]
無回答	3 [4]	11.5% [7.5%]
合計	26 [53]	100.0% [100.0%]

**設問 19 2003 年 1 年間の間に自社調査による摘発件数は**

昨年1年間の自社調査による摘発件数が全くない企業は、半数を大きく超える 57.7% [64.2%]もある。設問 1 の回答が「断固として取締るべき」「製品によっては取締を強化すべき」を合わせると 91.7%であることと比較すると、在タイ日系企業はニセモノ対策の重要性は認識しているものの、自発的なニセモノ対策をとる必要性の認識は薄いものと考えられる。現実のニセモノ対策としては、被害を受けている企業の自主的な行動を欠かすことが出来ず、この現状では効果的なニセモノ対策が出来るものとは考えられない。それに加え、在タイ日系企業のこの姿勢が、更なるニセモノの発生を生んでいると言えるのではないか。

選択肢		
30 件以上	0 [0]	0.0% [0.0%]
20-29 件	0 [0]	0.0% [0.0%]
10-19 件	0 [1]	0.0% [1.9%]
5-9 件	1 [5]	3.8% [9.4%]
1-4 件	9 [11]	34.6% [20.8%]
0 件	15 [34]	57.7% [64.2%]
無回答	1 [2]	3.8% [3.8%]
合計	26 [53]	100.0% [100.0%]

**設問 20 ニセモノ被害について民事訴訟を起こしたことがあるか**

設問 14 ないし上記設問 19 と合わせて考えても、在タイ日系企業の自発的なニセモノ対策をとる必要性の認識は、薄いものと言わざるを得ない。

選択肢		
ある	3 [8]	11.5% [15.1%]
検討中	8 [13]	30.8% [24.5%]
したことはないし、する予定もない	15 [31]	57.7% [58.5%]
無回答	0 [1]	0.0% [1.9%]
合計	26 [53]	100.0% [100.0%]



設問 21 ニセモノ被害について警察への告発または刑事訴訟を起こしたことがあるか

設問 14,19,20 と合わせて考えてみても、在タイ日系企業の自発的なニセモノ対策をとる必要性の認識は薄いものと言わざるを得ない。

選択肢		
警察への告発を行った	5 [11]	19.2% [20.8%]
刑事訴訟を提起した	0 [0]	0.0% [0.0%]
警察への告発と刑事訴訟の提起の両方を行った	3 [4]	11.5% [7.5%]
どちらの手続きもしたことはないし、する予定もない	16 [31]	61.5% [58.5%]
無回答	2 [7]	7.7% [13.2%]
合計	26 [53]	100.0% [100.0%]

設問 22 日本本社におけるタイのニセモノ問題に対する認識は

昨年の調査に比べ、「対応部署まで情報共有し担当部署からのサポートがある」は増加したものの、「トップまで情報を共有しトップの認識も高い」は減少し、それらの合計は殆ど変化していない。昨年同様、在タイ日系企業の経営陣の認識は高くない。

選択肢		
トップまで情報を共有しトップの認識も高い	5 [16]	19.2% [30.2%]
対応部署まで情報共有し担当部署からのサポートがある	11 [15]	42.3% [28.3%]
本社まで情報を上げているが本社の認識は低く対応してもらえない	1 [3]	3.8% [5.7%]
本社に情報を上げるほど現地で対応しきれっていない	5 [10]	19.2% [18.9%]
不明	3 [6]	11.5% [11.3%]
無回答	1 [3]	3.8% [5.7%]
合計	26 [53]	100.0% [100.0%]

設問 23 貴社では昨年と比較してタイでの商標権、意匠権、特許権の出願を強化しているか

知的財産権侵害への対応策として最も必要な権利確保の動向について不明ないし無回答とする企業が半数を超えることは、在タイ日系企業が知的財産権について必ずしも大きな注意を払っていないことを明らかにしている。

選択肢		
出願件数は増加している	4 [7]	15.4% [13.2%]
特に変化はなく昨年とほぼ同様である	8 [14]	30.8% [26.4%]
出願件数は減少している	0 [2]	0.0% [3.8%]
不明	13 [24]	50.0% [45.3%]
無回答	1 [6]	3.8% [11.3%]
合計	26 [53]	100.0% [100.0%]

設問 24 貴社ではタイ法人内にニセモノ対策の担当者を配置しているか

「日本本社のサポートもない」企業が減少し 19.2% [41.5%] となり、「他業務との兼任者を配置している」企業が 46.2% [30.2%] と増加した点は非常に良い傾向である。

選択肢		
専任担当者を配置している	0 [1]	0.0% [1.9%]
他業務との兼任者を配置している	12 [16]	46.2% [30.2%]
全く配置していないが日本本社からサポートしている	7 [14]	26.9% [26.4%]
全く配置しておらず日本本社からのサポートもない	5 [22]	19.2% [41.5%]
無回答	2 [0]	7.7% [0.0%]
合計	26 [53]	100.0% [100.0%]

設問 25 欧米企業と貴社のタイにおけるニセモノ対策とを比較してどう思うか

欧米系企業と自社との比較判断について、不明とする企業は 57.7% [66.0%] あることは、他社のニセモノ対策の動向について、ほとんど情報を得ていないことを示している。

選択肢		
自社の対策のほうが進んでいる	1 [0]	3.8% [0.0%]
ほぼ同等である	0 [3]	0.0% [5.7%]
欧米企業のほうが進んでいる	9 [14]	34.6% [26.4%]
不明/どちらともいえない	15 [35]	57.7% [66.0%]
無回答	1 [1]	3.8% [1.9%]
合計	26 [53]	100% [100.0%]

設問 26 今後のタイ法人内の体制について

今後の現地体制については、「強化する」企業が 38.5% [24.5%] にすぎず、また、「現状のまま」とする企業は 50.0% [58.5%] であって、設問 1 の回答にも見られるようにニセモノに対する問題意識はありながら、体制を強化する在タイ日系企業は多くない。

選択肢		
体制強化の方向	10 [13]	38.5% [24.5%]
現状のままで対応する方向	13 [31]	50.0% [58.5%]
削減の方向	0 [0]	0.0% [0.0%]
不明	2 [9]	7.7% [17.0%]
無回答	1 [0]	3.8% [0.0%]
合計	26 [53]	100.0% [100.0%]

設問 27 ニセモノ取締に対する業界、企業連合など他者と組んだ組織活動を行っているか

他社との連携を図っている企業は 15.4% [20.8%]と減少したものの、検討中は 53.8% [28.3%]と大幅に増加し、ニセモノ対策は企業間連携によって行われる方向にある。ニセモノ業者が複数社の製品を同時に製造販売するケースも多く、組織的対応の効果は大きいと言われており、企業間連携の効果は高いと考えられる。

<b>選択肢</b>		
全製品について組織的に対応している	0 [3]	0.0% [5.7%]
一部製品について組織的に対応している	4 [8]	15.4% [15.1%]
将来に向け検討中	14 [15]	53.8% [28.3%]
組織化の必要性はない	2 [11]	7.7% [20.8%]
不明	5 [15]	19.2% [28.3%]
無回答	1 [1]	3.8% [1.9%]
合計	26 [53]	100.0% [100.0%]

(注)以下問28からは、回答した全 158 社が回答。

設問 28 タイのニセモノ対策においてどの段階に障害が発生すると思うか(複数可)

昨年の調査結果に基づき、昨年の設問 28 を、本年は設問 28, 29 に分割するとともに、設問 30 を新たに追加した。

「ニセモノの流通経路, 製造業者・流通業者の特定」が最大の障害としてあげられている。ニセモノ対策の現状から見て、この部分は被害を受けた企業が自主的に行う段階であり、それがこの結果を導いているものと考えられる。

選択肢		
タイ国内での特許権, 意匠権, 商標権, 種苗権等の取得	44	27.8%
市場でのニセモノの発見自体	38	24.1%
ニセモノの流通経路, 製造業者・流通業者の特定	85	53.8%
特定されたニセモノ業者への警告	31	19.6%
特定されたニセモノ業者の刑事摘発・刑事告発	71	44.9%
ニセモノ輸入の税関での差止	30	19.0%
ニセモノ業者に対する刑事裁判・民事裁判	42	26.6%
無回答	6	3.8%

設問 29 タイでニセモノ対策を行う上で障害の原因となるものは(複数可)

「タイ人一般の知的財産に関する意識が高くない」ことがニセモノ対策の最大の障害として挙げられ、その次に権利執行を担当する行政機関の運用が障害とされている。

選択肢		
タイの知的財産法制度そのものに問題が多い	38	24.1%
法制度自体よりも、審査遅延、その他の理由により権利取得が困難であることに問題がある	23	14.6%
法制度自体よりも、司法における運用に問題がある	21	13.3%
法制度自体よりも、権利執行に関わる行政(警察, 税関)における運用に問題がある	79	50.0%
何度摘発しても改善の効果が現れない	41	25.9%
調査会社、弁護士事務所等の情報が少なく活用方法が分からない	14	8.9%
ニセモノ対策に必要以上に多大な人員・経費を必要とする	18	11.4%
ニセモノ対策に人員・予算を割り当てることできない	14	8.9%
在タイ日系企業の従業員(日本人・タイ人双方)の知的財産に関する知識が不足している	28	17.7%
タイ人一般の知的財産に関する意識が高くない	94	59.5%
その他	7	4.4%
無回答	4	2.5%

設問 30 ニセモノ対策への障害を克服するためには、日本政府はどのような活動を行ったらよいか(複数可)

この質問は本年度から新たに追加されたものである。

設問 29 では「タイ人一般の知的財産に関する意識が高くない」ことがニセモノ対策の最大の障害として挙げられているが、設問 30 においては「タイ政府に対するニセモノ対策を容易にするためのタイ法制度改正の申し入れ」が最も必要であるとされている。この部分については、現在日タイ政府間で行われている日タイ経済連携協定交渉においても取り上げられている。

選択肢		
タイ政府に対するニセモノ対策を容易にするためのタイ法制度改正の申し入れ	66	41.8%
タイ国内での特許権、意匠権、商標権、種苗権等の迅速化、権利取得手続の透明化を図るためのタイ知的財産局への支援(人材養成、機械化等)	60	38.0%
ニセモノに対する捜査能力を向上させるためのタイ警察への支援(人材養成、機械化等)	44	27.8%
ニセモノの流入阻止能力を向上させるためのタイ税関への支援(人材養成、機械化等)	40	25.3%
ニセモノに関する裁判を適正に行ってもらうためのタイ裁判所への支援(人材養成等)	26	16.5%
タイの弁護士事務所・調査事務所の能力向上のための支援(人材養成等)	20	12.7%
タイ企業の知的財産意識向上のためのセミナー等、普及啓蒙活動	43	27.2%
在タイ日系企業のニセモノ対策能力向上のためのセミナー、トレーニングコース等	18	11.4%
日本政府関係機関等による個々のニセモノ事件に対する相談事業	24	15.2%
在タイ日本企業等によるニセモノ対策組織の設立支援	19	12.0%
在タイ日系企業等とタイ政府機関との意見交換会の設定	20	12.7%
その他	3	1.9%
無回答	4	2.5%

設問 31 政府機関(日本, タイ, その他), 業界団体, 商工会議所等から貴社に対して、タイ国内でのニセモノ取締の組織的活動への参加を要請された場合に、参加するか

設問 31, 32 も、本年度から新たに追加されたものである。

「業務の関係上積極的な参加は不可能であるが、出来るだけ参加したい」「参加の必要性は感じていない」が数字上拮抗しているが、設問 2 によれば 158 社中 56 社のみがニセモノ被害を認識しているところからみて、被害を受けている企業は組織的活動にある程度積極的であると考えられる。

選択肢		
資金, 人員の提供を含め積極的に参加したい	2	1.3%
資金の提供は不可能だが、その他については積極的に参加したい	9	5.7%
人員の提供は不可能だが、その他については積極的に参加したい	6	3.8%
業務の関係上積極的な参加は不可能であるが、出来るだけ参加したい	58	36.7%
ニセモノ対策の性質上、そのような組織化の必要性はない	6	3.8%
参加の必要性は感じていない	55	34.8%
不明	7	8.2%
無回答	9	5.7%
合計	158	100.0%

設問 32 政府機関(日本, タイ, その他), 業界団体, 商工会議所等が開催するタイ国内でのニセモノ対策その他の知的財産権に関するセミナーに、参加するか

「業務の関係上問題なければ、出来るだけ参加したい」が最大であり、設問 2 によれば 158 社中 56 社のみがニセモノ被害を認識しているところからみて、被害を受けている企業はセミナー参加にある程度積極的であると考えられる。

選択肢		
積極的に参加したい	10	6.3%
業務の関係上問題なければ、出来るだけ参加したい	82	51.9%
参加の必要性は感じていない	49	31.0%
不明	13	8.2%
無回答	4	2.5%
合計	158	100.0%

### 設問 33 タイ政府の二セモノ取締活動に対する評価

タイ政府の活動について「不明」という回答が多いことが注目される。これも、在タイ日系企業が知的財産権についてあまり意識を払っていないことを示すものといえる。

選択肢		
評価できる	1 [2]	0.6% [0.9%]
ある程度評価できる	16 [33]	10.1% [15.3%]
やや不満	39 [42]	24.7% [19.4%]
不満	48 [69]	30.4% [31.9%]
不明	50 [61]	31.6% [28.2%]
無回答	4 [9]	2.5% [4.2%]
合計	158 [216]	100.0% [100.0%]

### 設問 34 日本政府の二セモノ問題に対する態度についてどう感じているか

「もっとタイ政府に対して取締強化を申し入れてほしい」「企業の二セモノ対策に関して現地での支援をしてほしい」を合わせると約2/3、「現状のままでよい」は殆どなく、「不明」「無回答」合わせ約1/3程度となる。この結果は設問 14,19,20,21 などの結果からみられる在タイ日系企業が持つ自発的な二セモノ対策への認識の薄さとは大きなコントラストとなっている。

選択肢		
もっとタイ政府に対して取締強化を申し入れてほしい	59 [93]	37.3% [43.1%]
企業の二セモノ対策に関して現地での支援をしてほしい	39 [46]	24.7% [21.3%]
現状のままでよい	4 [8]	2.5% [3.7%]
不明	51 [58]	32.3% [26.9%]
無回答	5 [11]	3.2% [5.1%]
合計	158 [216]	100.0% [100.0%]